告 示

埼玉県告示第三百十四号

二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、 事業会計補正予算(第二号)、 年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第二号)、 別会計補正予算(第二号)、 年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第一号)、 特別会計補正予算(第一号)、 度埼玉県証 正予算 (第十号)、 (第二号)、 補 び令和四年度埼玉県流域下 (第一号)、 埼玉県議会令和五年二月定例会において議決された令和四年度埼玉県一 正予算(第一号)、 令和五年三月二十二日 紙特別会計補正予算 令和四年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算 令和四年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算 令和四年度埼玉県公債費特別会計補正予算 令和四年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等 令和四年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予 令和四年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第二号) 令和四年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算 水道事業会計 (第一号)、 補正予算 令和四年度埼玉県市町村振興事 令和四年度埼玉県県営住宅事業特 令和 (第二号) 四年度埼玉県水道用水供給 次のとおり公表する。 (第一号)、 を地方自治法 (第一号)、 (第二号)、 般会計 業特 令和四 令和四 (昭和 令 和 別 四 会

埼玉県知事 大 野 元 裕